

乙種封印取付け受託者の 遵守事項について

※この資料は、**乙種封印取付け受託者向けの資料**です。
※以下のものは、**愛知運輸支局の内容**です。他支局（静岡、岐阜、三重、福井）
については、**条文番号や内容が異なる可能性がありますので、各支局のもの
をご確認**お願いします。
○封印取付け受託者準則 ○封印取付け業務取扱細則 ○各種様式

中部運輸局
愛知運輸支局登録担当
令和6年8月

20240805

0. 目次

1. 遵守事項	p 3
2. 禁止行為	p 6
3. 委託の解除等	p 10
4. 取扱規定	p 12
5. 封印取付けを行う者	p 14
6. 封印取付けを行う施設	p 18
7. 標識	p 19
8. 封印取付け業務の変更・廃止承認申請	p 20
9. 封印取付け業務の変更届	p 21
10. 封印の受領等	p 22
11. 封印取付け	p 26
12. 封印取付け報告	p 28

1. 遵守事項
の
詳細内容

1. 遵守事項

【遵守事項】※読み替え反映（法第28条の3第2項より準用）

※自動車登録番号標交付代行 ⇒ 封印取付け に関する内容に読み替え

○法第28条の2

1 この法律に規定するもののほか、**封印の管理の方法、事業場に掲示すべき事項その他封印の適正な取付けの確保のために第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託を受けた者の遵守すべき事項は、国土交通省令で定める。**

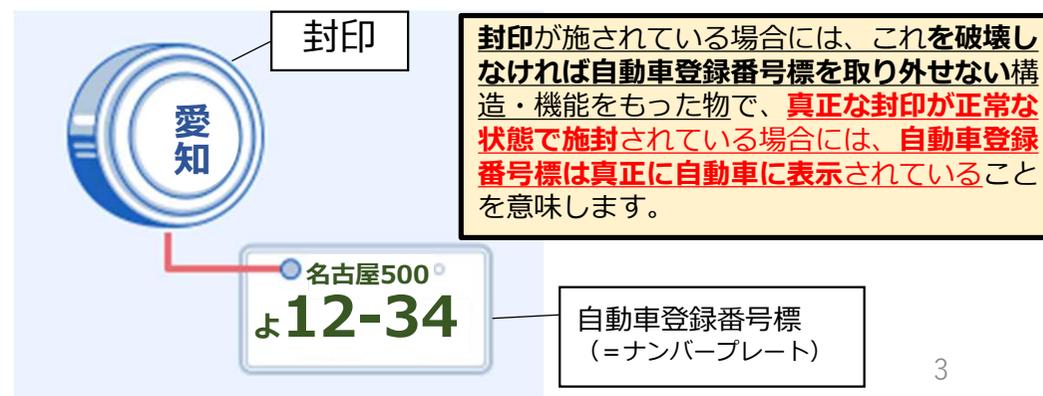
○受託者準則第1条

1 **封印の取付け委託を受けた者（「受託者」）は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。**

【関係する法令、通達等】

- ①道路運送車両法 . . . 法律
- ②道路運送車両法施行規則 . . . 国土交通省令
- ③封印取付け委託要領 . . . 通達
- ④封印取付け委託要領の運用等 . . . 通達
- ⑤封印取付け受託者準則 . . . 愛知運輸支局通達
- ⑥封印取付け業務取扱細則 . . . 愛知運輸支局通達
- ⑦取扱規定 . . . 受託者が定めるもの

封印の取付け、保管、管理を適切に処理するための、封印取付け受託者が遵守するルール



1. 遵守事項①

○封印の管理の方法

※1 事業場…封印の取付け、保管、出納、管理等を行う施設。委託時に、封印の取付け「事業場」として承認されています。事業場の位置の変更は、あらかじめ、承認申請が必要です。
※2 営業所…封印の取付けをする営業所として社内記録（第24号様式）されている「営業所」を指します。封印取付けを行う施設が複数ある場合は、主たる場所が「事業場」、その他はすべて「営業所」となります。

【4.取扱規定】

- ・ **取扱規定を変更**したときは**届出**をして下さい。（準則第8条、細則第12条）

【5.封印取付け責任者、封印取付け担当者】

- ・ **事業場**（※1）に、選任している**封印取付け責任者を変更**したときは**届出**をして下さい。（法施行規則第15条、委託要領第4条、準則第9条、細則第7条）
- ・ **封印取付け担当者を変更**したときは、**社内で封印取付け担当者及び営業所等一覧（様式集第24号様式）に変更内容を記録**して下さい。（委託要領第4条、準則第9条、細則第7条）

【6.封印取付け場所／8.9.変更】

- ・ **封印の取付けは、事業場**（※1）、**営業所**（※2）で行って下さい。（委託要領第5条）
事業場の位置の変更は、あらかじめ、承認申請が必要です。（法施行規則第15条の3、細則第11条）
- ・ **営業所の変更は、社内で封印取付け担当者及び営業所等一覧（様式集第24号様式）に変更内容を記録**して下さい。（委託要領第5条、準則第9条、細則第7条）
- ・ **会社の商号変更**があったときは、**変更届**が必要です。（準則第13条、細則第12条）

【10.封印の受領、受払い、保管】

- ・ **封印を受領**しようするときは、**封印払出請求・受領書（様式集第18号様式）を提出**して下さい。（準則第3条、細則第8条）
- ・ **封印受払い簿（様式集第19号様式）を備え**、封印の出納状況を明らかにし、**受入れ、取付け、打損、紛失等の受払事由を明記**して下さい。なお、**記録した日から2年間は保存**して下さい。（準則第4条、細則第8条）
- ・ **封印の打損、き損、不良、紛失のときは、報告**して下さい。**紛失した封印を発見したときは、報告**して下さい。（準則第6条、7条）
- ・ **封印の紛失、盗難等がないよう、施錠可能な保管庫等に保管**して下さい。（準則第5条）

1. 遵守事項②

○事業場に掲示すべき事項

【7.標識】

- ・ **事業場**において、**公衆の見易いように、標識を掲示**して下さい。（法第28条の3第2項で準用する第28条、法施行規則第14条）

○封印の適正な取付け

【11.取付け】

- ・ **封印の取付け**は、**自動車の後面に取付けられたナンバープレートの左上部の取付け箇所**に行います。（法施行規則第8条）
- ・ **封印表示**は、**車検証の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局の表示**になります。（法施行規則第8条）
- ・ **封印の取付け**の際は、**当該自動車と車検証の「自動車登録番号及び車台番号」が同一であることを確認した後**に、行って下さい。（法施行規則第15条の2）

【12.報告】

- ・ **毎月10日までに、前月の封印取付け状況について、封印取付報告書（様式集第16号様式）を提出**して下さい。
（委託要領第15条、準則第12条）

○その他

- ・ **関係する法令、通達等を遵守**して下さい。（前述の記載内容は代表的なものになります。）
- ・ 委託時の要件（※）を引き続き満たして下さい。**要件を満たさない場合、委託の解除事由に該当**します。

（要件…法施行規則第13条、細則第4条 / 解除…法施行規則第15条の4、準則第20条、）

※要件…①a的確な遂行能力、b所有者利便増進、c欠格事由に該当しない、②責任者が的確な処理者、③取扱規定が適切、④月間の平準化に協力的

2. 禁止行為①

【禁止行為等】※読み替え反映（法第28条の3第2項より準用）

※自動車登録番号標交付代行 ⇒ 封印取付け に関する内容に読み替え

○法第26条

- 1 第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託を受けた者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 第11条第1項（同条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）、第3項及び第5項の規定により封印の取付けを受けなければならない者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに封印を取付けしないこと。
 - 二 前号の者以外の者に封印を取付けすること。

- ・ **自動車の所有者は、自動車登録番号の通知を受けたときは、自動車登録番号標交付代行車から自動車登録番号標の交付を受け、当該自動車に取り付けた上、封印取付け受託者の行う封印取付けを受けなければなりません。**（法第11条）
それに対して、**封印取付け受託者は、災害その他やむを得ない事由以外は拒めません。**
- ・ **封印取付け対象ではない自動車に対して、封印の取付けを行うこともできません。封印の取付けの際は、当該自動車と車検証の「自動車登録番号及び車台番号」が同一であることを確認した後、行って下さい。**（法施行規則第15条の2）

【その他の主な禁止行為】

- (1) 承認を受けていない事業場や施封する営業所として社内記録されていない場所での施封（責任者不在）は出来ません。
- (2) あらかじめ社内で選任されていない担当者による施封は出来ません。
- (3) 使用済みの封印の再利用は出来ません。
- (4) 登録自動車への封印の施封は必ず実施して下さい。
例：希望番号ナンバープレートが交付されるまでの間、一連番号のナンバープレートを取付けなかった。

- ・ 詳細は次ページ以降で説明します。
- ・ **例示のものは代表的なもの**です。それ以外にも、関係法令、通達等に抵触する場合は、違反となることがあります。
※「掲載のもの以外は禁止行為ではない。」という意味ではありませんのでご了承下さい。
- ・ 関係する法令、通達等を遵守して、封印業務を行っていただくようお願いします。

2. 禁止行為②(1)

(1) 承認を受けていない事業場や施封する営業所として社内記録されていない場所での施封（責任者不在）は出来ません。

- ・ **封印の取付けを行う場所は、次の①②で実施**して下さい。それ以外の場所では施封は出来ません。
 - ①封印の取付け事業場として承認を受けている「**事業場**」
 - ②封印の取付けをする営業所として社内記録（※）されている「**営業所**」 ※封印取付け担当者及び営業所等一覧（様式集第24号様式）への記録が必要。
- ・ 車両法施行規則第12条第1項による申請書に記載されていない事業場での施封は同項又は施行規則第15条の3違反となります。
- ・ 封印の取付けをする営業所として社内記録されていない営業所での施封は受託者準則第9条違反となります。

【封印取付け委託申請】

○法施行規則第12条

1 法第28条の3第1項の規定により**封印の取付けの委託を受けようとする者**は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

二 事業場の名称及び所在地

【事業場の位置の変更】

○法施行規則第15条の3

1 封印取付受託者は、**事業場の位置を変更**しようとするとき、又は**封印の取付けの業務をやめよう**とするときは、**あらかじめ**、運輸監理部長又は運輸支局長の承認を受けなければならない。

○業務取扱細則第11条

1 受託者が**事業場の位置を変更**しようとするときは、**封印取付け受託者の事業場位置変更承認申請書（様式集第7号様式又は第7号の2様式）**を提出し、**あらかじめ支局長の承認**を受けるものとする。

○委託要領第5条

1 各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、**事業場のほか以下のとおりとする**

(2) **乙種受託者 営業所**、複数の受託者が共同で設置する施封センター

○受託者準則第9条

3 甲種受託者及び**乙種受託者**は、**封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合**、**封印取付け担当者及び営業所等一覧（様式集第24号様式）**を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に**変更が生じた場合**は、その変更内容を記録しなければならない。

○業務取扱細則第7条

4 甲種受託者及び**乙種受託者**は、**封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合**、**封印取付け担当者及び営業所等一覧（様式集第24号様式）**を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に**変更が生じた場合**は、その変更内容を記録しなければならない。

2. 禁止行為②(2)

(2) あらかじめ社内で選任されていない担当者による施封は出来ません。

- ・ 封印の取付けは、あらかじめ選任された「**封印取付け担当者**」が行って下さい。
- ・ 「**封印取付け担当者**」として選任されていない者は、封印の取付けは出来ません。
- ・ 「**封印取付け責任者**」は「**封印取付け担当者**」を兼ねて封印の取付けを行うことができます。
- ・ 自社以外（グループ会社、下請け等）の者を、自社の「封印取付け担当者」に選任することは出来ません。
- ・ 「**封印取付け担当者**」以外の者による封印の取付けは委託要領第4条違反となります。

○委託要領第4条

1 受託者は、**封印の取付けを行う者**として以下の者をあらかじめ選任するものとする。

(1) **封印取付け責任者**

- ・ 施行規則15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者。

(2) **封印取付け担当者**

- ・ 自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

(3) **巡回封印取付け担当者**

- ・ 巡回して自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

2 受託者は、**事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。**ただし、**事業場**においては、**封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。**

2. 禁止行為②(3)(4)

(3) 使用済みの封印の再利用は出来ません。

- ・ すでに取付けられている封印を取り外し、再使用することは出来ません。
- ・ 使用済みの封印を自己破壊せずに取り外された封印を再利用することは出来ません。
- ・ 封印取付け受託者は、自動車の所有者から封印の取付けの請求があった場合、封印を取付けなければならないこととされており、封印を正しく取り付けないことは車両法違反となります。(車両法第28条の3第2項で準用する同法第26条第1項第1号)

(4) 登録自動車への封印の施封は必ず実施して下さい。

例：希望番号ナンバープレートが交付されるまでの間、一連番号のナンバープレートを取付けなかった。

- ・ 新規、変更、移転登録時に施封せず、これらの登録後の数日後に希望番号を取付けるための番号変更する予定がある場合、先の登録（新規・変更・移転）の際、ナンバーと封印の取り付けを実施していないのは車両法違反になります。(車両法第28条の3第2項で準用する同法第26条第1項第1号)
- ・ 上記事象等により余剰となった封印は譲渡・転売は出来ません。
- ・ 取り外した封印は譲渡・転売は出来ません。

【禁止行為等】 ※読み替え反映（法第28条の3第2項より準用）

※自動車登録番号標交付代行 ⇒ 封印取付け に関する内容に読み替え

○法第26条

1 第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託を受けた者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 第11条第1項（同条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）、第3項及び第5項の規定により封印の取付けを受けなければならない者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに封印を取付けしないこと。
- 二 前号の者以外の者に封印を取付けすること。

3. 委託の解除等①

【指示及び改善】

○受託者準則第18条

1 支局長は、受託者が次の各号の一に該当すると認めるときは、**封印委託業務の改善方**について**指示又は警告**し、その**結果を報告**させることができる。

- (1) **取扱規定又は責任者が適切でないとき**
- (2) **封印の取付け、保管及び出納が適切でないとき**
- (3) **その他関係法令、通達、準則に違反したとき**

【委託の停止】

○受託者準則第19条

1 支局長は、受託者が**道路運送車両法、同法施行令、同法施行規則及び封印取付け委託要領等に違反したとき**は、期間を定めて封印の取付けに関する**業務の停止**を命ずることができる。

2 前項の規定は、封印の取付けに関する**業務停止通知書**を交付することによって行うものとする。

【委託の解除】

○法施行規則第15条の4

1 運輸監理部長又は運輸支局長は、封印取付け受託者が**次の各号の一に該当することとなつたとき**は、**封印の取付けの委託を解除**することができる。

- 一 **第13条各号の要件を備えなくなつたとき。**
- 二 **法又はこの省令の規定に違反したとき。**

○受託者準則第20条

1 支局長は、**施行規則第15条の4に該当するとき**又は第18条の規定による**指示又は警告を受けたにもかかわらず委託業務の改善を行わないとき**は、**委託の解除**をすることができる。

3. 委託の解除等②

【委託の基準】

法施行規則第13条	(1) 道路運送車両法施行規則第13条各号の要件に適合 するものであること 一 封印の取付けを 適確に遂行する能力 を有すること。 二 委託を受けて封印の取付けを行うことが 登録自動車の所有者の利便を増進 するものであること。 三 封印の取付けを行おうとする自動車の範囲を法第7条第3項の規定により書面の提出をもつて提示に代えた自動車又は法第14条第1項の規定によりその自動車登録番号を変更した自動車（令第40条の規定による提示をした自動車を除く。）に限定して委託を受けようとする者以外の者にあつては、その事業場の所在地が運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地に近接していること。 四 次に掲げる者に該当しないこと。 イ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 ロ 第15条の4の規定により 委託を解除され、その解除の日から2年を経過しない者 ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又はこのいずれかに該当するもの ニ 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに、イからハまでのいずれかに該当する者があるもの
	⇒ 関係法令を遵守することの誓約書（様式集第9号様式） 道路運送車両法施行規則第13条第4号に該当しない旨の誓約書（様式集第3号様式）
業務取扱細則第4条	(2) 封印取付け責任者が封印の取付け、保管及び出納に關し的確に処理できる者 であること ⇒ 封印取付け責任者選任届（様式集第2号様式）
	(3) 準則第8条の取扱規定が適切 であること ⇒ 封印取付け、保管及び管理に関する取扱規定の届（様式集第4号様式） + 取扱内規、封印取扱いの流れ図
	(4) 月間における登録業務の平準化に協力的である と認められること

4. 取扱規定①

○受託者準則第8条

- 1 受託者は、封印の取付け及び保管並びに管理を適切に処理するため、取扱規定を定め、これにより行わなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定により取扱規定を定めたときは、封印取付け保管及び管理に関する取扱規定の届（様式集第4号様式）を支局長に届出しなければならない。
- 3 取扱規定には、次に掲げる事項を具体的に定めなければならない。
 - (1) 管理組織に関すること
 - (2) 出納に関すること
 - (3) 保管に関すること
 - (4) 取付けに関すること
 - (5) その他必要なこと
- 4 受託者は、届出した取扱規定を変更したときは、封印取付け取扱規定変更届（様式集第13号様式）により届出しなければならない。

○業務取扱細則第12条

- 1 受託者に次に掲げる事項について変更があったときは、・・・封印取付け取扱規定変更届（様式集第13号様式）を、支局長に提出させるものとする。
 - (3) 取扱規定

4. 取扱規定②

【取扱規定を**変更**したとき】

提出物：**封印取付け取扱規定変更届（様式集第13号様式）**

- + 新旧の取扱規定
- + 封印取扱い流れ図

提出部数：1部

提出時期：変更したとき

令和3年12月10日付け事務連絡
「封印取付けの委託申請に必要な添付書類等の統一について」にて、
取扱規定（封印取付け業務社内取扱内規）を
例示しています。

【**取扱規定（封印取付け業務社内取扱内規）**】

- ・ 受託者が**封印の取付け及び保管並びに管理を適切に処理**するために定めたもの。
- ・ 記載事項（例示）
 - 第1条 目的
 - 第2条 適用
 - 第3条 封印取付け委託の範囲
 - 第4条 標識等
 - 第5条 封印取付け責任者の選任
 - 第6条 封印取付け責任者の職務
 - 第7条 封印の受領
 - 第8条 出張封印確認書
 - 第9条 封印の保管
 - 第10条 封印の取付け
 - 第11条 封印取付けの記録
 - 第12条 封印の打損・紛失
 - 第13条 封印取付け台帳の保管
 - 第14条 変更届
 - 第15条 承認の申請
 - 第16条 無償受託

5. 封印取付けを行う者①

○法施行規則第15条

- 1 封印取りつけ受託者は、**事業場ごとに、封印の取りつけ、保管及び出納に関する事項を処理**させるため、**封印取りつけ責任者を選任**しなければならない。
- 2 封印取付受託者は、**封印取付責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、運輸監理部長又は運輸支局長に、その旨を届け出**なければならない。

○委託要領第4条

- 1 受託者は、**封印の取付けを行う者**として以下の者を**あらかじめ選任**するものとする。
 - (1) **封印取付け責任者**
 - ・ 施行規則15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者。
 - (2) **封印取付け担当者**
 - ・ 自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。
 - (3) **巡回封印取付け担当者**
 - ・ 巡回して自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。
- 2 受託者は、**事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。**

5. 封印取付けを行う者②

○受託者準則第9条

- 1 受託者は、**封印の取付け及び出納並びに保管管理を的確に処理**させるため、**封印取付け責任者を選任し、封印取付け責任者選任届（様式集第2号様式）**を支局長に**届出**しなければならない。
- 2 受託者は、封印取付け責任者の業務の一部を補佐させるため、**封印取付け副責任者を選任**することができる。なお、選任したときは、**封印取付け責任者選任届（様式集第2号様式）**をすみやかに支局長に**届出**しなければならない。
- 3 甲種受託者及び乙種受託者は、**封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（様式集第24号様式）**を備え、これに**記録**しなければならない。また、**記録した事項に変更**が生じた場合は、その変更内容を**記録**しなければならない。
- 4 丙種受託者は、封印の取付け委託にかかる登録申請を行わせるため職員のうちから登録申請代理人を選任し、登録申請代理人選任届（様式集第5号様式）を支局長に届出しなければならない。
- 5 届出した事項を**変更**したときは、**封印取付け責任者変更届（様式集第14号様式）**又は、登録申請代理人変更届（様式集第15号様式）を、すみやかに支局長に**届出**しなければならない。

○業務取扱細則第7条

- 1 支局長は、**封印の取付け、保管及び出納に関する事項を的確に処理**させるため、受託者に**封印取付け責任者を選任**させるものとする。
- 2 責任者の業務の一部を補佐するため**副責任者を選任**させることができる。
- 3 前2項により選任したときは、**封印取付け責任者選任届（様式集第2号様式）**をすみやかに支局長に**届出**させるものとする。これを**変更**したときも**封印取付け責任者変更届（様式集第14号様式）**を**届出**させるものとする。
- 4 甲種受託者及び乙種受託者は、**封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（様式集第24号様式）**を備え、これに**記録**しなければならない。また、**記録した事項に変更**が生じた場合は、その変更内容を**記録**しなければならない。

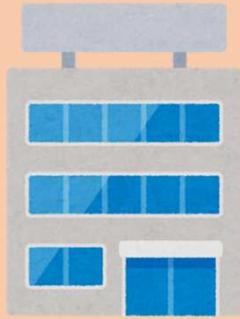
5. 封印取付けを行う者③

担当者	配置施設	職務内容	申請・届出
封印取付け責任者 	事業場	<ul style="list-style-type: none"> ・封印の取付け、保管及び出納 ・法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督 ・問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等 	【選任したとき】 支局へ提出 ・封印取付け責任者選任届（2号） 【変更したとき】 ・封印取付け責任者変更届（14号）
封印取付け副責任者 ※任意 	事業場	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者の業務を一部補佐 	【選任したとき】 支局へ提出 ・封印取付け責任者選任届（2号） 【変更したとき】 ・封印取付け責任者変更届（14号）
封印取付け担当者 <small>※R3改正前の 事業場以外の封印取付け副責任者</small> 	営業所	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車登録番号と車台番号の確認 ・封印の取付け 	【選任・変更したとき】 提出不要 ・封印取付け担当者及び営業所等一覧（24号）を備え、記録
封印取付け担当者 	事業場 営業所	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車登録番号と車台番号の確認 ・封印の取付け 	【選任・変更したとき】 提出不要 ・封印取付け担当者及び営業所等一覧（24号）を備え、記録

5. 封印取付けを行う者④

乙種受託者のケースです

事業場



営業所 

営業所 

営業所 

【封印取付け責任者】

- ・ 封印の取りつけ、保管及び出納に関する事項を処理
- ・ 法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督
- ・ 問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等



封印取付け責任者



封印取付け副責任者
※一部補佐
※選任は任意

封印取付け担当者






事業場以外に配置されている副責任者も
封印取付け担当者
と呼ぶようになりました

改正前	事業場以外に配置されている封印取付け副責任者	
R3年改正	営業所に配置されている封印取付け担当者	

・ **営業所を設けた・変更した場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（様式集第24号様式）を備え、記録**して下さい。
（紙記録ではなくデジタル記録でも可能。）なお、作成した第24号様式は運輸支局へ提出不要です。

6. 封印取付けを行う施設

○委託要領第5条

1 各受託者において**封印の取付けを行うことができる施設**は、**事業場のほか以下のとおりとする。**

- (1) 甲種受託者 分室
- (2) **乙種受託者 営業所**、複数の受託者が共同で設置する施封センター
- (3) 丙種受託者 構成員である自動車販売事業者の店舗
- (4) 丁種受託者 所属する行政書士の事務所

○受託者準則第9条

3 甲種受託者及び**乙種受託者**は、**封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（様式集第24号様式）を備え、これに記録しなければならない。**また、**記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。**

○業務取扱細則第7条

4 甲種受託者及び**乙種受託者**は、**封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（様式集第24号様式）を備え、これに記録しなければならない。**また、**記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。**

- ・ **事業場の位置を変更**する場合は、**あらかじめ、運輸支局へ申請し、支局長の承認が必要です。**
- ・ **封印の取付けを行う営業所を設けた・変更した**場合、**封印取付け担当者及び営業所等一覧（様式集第24号様式）を備え、記録して下さい。**（紙記録ではなくデジタル記録でも可。）
なお、**作成した第24号様式は運輸支局への提出は不要です。**

7. 標識

【標識】

○法第28条※読み替え反映（法第28条の3第2項より準用）

1 第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託を受けた者は、**事業場**において、**公衆の見易いように**、国土交通省令で定める様式の**標識**を掲げなければならない。

○法施行規則第14条

1 法第28条の3第1項の規定による委託を受けた者が掲げる**標識の様式**は、**第1号様式の3**とする。

※自動車登録番号標交付代行 ⇒ 封印取付け に関する内容に読み替え

第一号様式の三(封印取付受託者の標識)(第十四条関係)

<p>愛知運輸支局長委託</p> <p>封印取付受託者</p>	
氏名又は名称	(受託者名)
取付けをする 自動車の範囲	<p>(1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p> <p>(4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（愛知県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合</p> <p>(5) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期措置について（国自情第242号、国自登第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p> <p>(6) 一定の自動車輸入業者が、自ら輸入した自動車であって、完成検査終了証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、準則第2条第2号アに掲げる場合にそれぞれ必要となる封印の取付け</p>

40センチメートル

30センチメートル

【標識】

- ・ **事業場**において、**公衆の見易い場所に掲示**して下さい。
- ・ 様式は左の図のとおり。**寸法は縦30cm×横40cm。**
- ・ **受託者が作成**します。

【取付けをする自動車の範囲】

- ・ 委託要領の「委託する業務の範囲」に記載があります。
- ・ 受託者によっては、**範囲を限定している場合**もあります。

8. 封印取付け業務の変更・廃止承認申請

【事業場の位置の変更／封印取付け業務の廃止】

○法施行規則第15条の3

- 1 封印取付け受託者は、**事業場の位置を変更**しようとするとき、又は**封印の取付けの業務をやめよう**とするときは、**あらかじめ**、運輸監理部長又は運輸支局長の**承認**を受けなければならない。

○業務取扱細則第11条

- 1 受託者が**事業場の位置を変更**しようとするときは、**封印取付け受託者の事業場位置変更承認申請書（様式集第7号様式又は第7号の2様式）を提出し、あらかじめ支局長の承認**を受けるものとする。
- 2 **封印の取付け業務を廃止**しようとするときは、**封印取付け受託者の業務廃止承認申請書（様式集第7号の2様式又は第8号様式）を提出し、あらかじめ支局長の承認**を受けるものとする。
- 3 前2項の承認をしようとするときは、第4条の規程を準用する。
- 4 支局長は、前項の承認をしたときは、**承認書（様式集第20号様式）を交付**するものとする。

【事業場の位置の変更】

提出物：**封印取付け受託者の事業場位置変更承認申請書（様式集第7号様式）**

提出部数：1部

提出時期：事前

【業務の廃止】

提出物：**封印取付け受託者の業務廃止承認申請書（様式集第8号様式）**

提出部数：1部

提出時期：事前

9. 封印取付け業務の変更届

【変更届】

○受託者準則第13条

1 受託者は、次に掲げる項目に**変更**があったときは、**封印取付け受託者の名称、所在地等変更届（様式集第10号様式）**を、すみやかに支局長に**届出**しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 事業場の名称及び住所地 **(ただし、事業場の位置に変更があったときを除く。)**

○業務取扱細則第12条

1 受託者に次に掲げる事項について**変更**があったときは、**封印取付け受託者の名称、所在地等変更届（様式集第10号様式）又は封印取付け取扱規定変更届（様式集第13号様式）**を、支局長に**提出**させるものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 事業場の名称及び所在地 **(ただし、事業場の位置に変更があったときを除く。)**

(3) 取扱規定

【封印取付け受託者の名称及び住所、事業場の名称及び住所地※を**変更**したとき】

提出物：**封印取付け受託者の名称所在地等変更届（様式集第10号様式）**
+ 会社の謄本（名称及び住所の場合）

提出部数：1部

提出時期：変更を生じた日から15日以内

【※位置と住所地】

○事業場の位置の変更（=違う場所）

→ 変更承認申請

○事業場の住所地の変更（=同じ場所で表記が変わった等）

→ 変更届

10. 封印の受領等①

【封印の受領】

○委託要領第13条

- 1 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。
- 2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

○受託者準則第3条

- 1 受託者は、封印の前渡しを受けることができる。
- 2 封印を受領しようとするときは、封印払出請求・受領書（様式集第18号様式）を愛知運輸支局長に提出しなければならない。

○業務取扱細則第8条

- 1 支局長は、封印の取付け委託をしたときは、適正な数の封印を前渡しすることができる。
- 2 封印の受領をするときは、封印払出請求書・受領書（様式集第18号様式）を提出させるものとする。

【封印の受払い】

○受託者準則第4条

- 1 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿（様式集第19号様式）を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。
- 2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。
- 3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

○業務取扱細則第8条

- 3 封印の前渡しを受けた受託者に封印受払い簿（様式集第19号様式）を備え付け、封印の出納状況を明確にさせるものとする。

10. 封印の受領等②

第18号様式

封印払出 請求書
受領

個 数
個

上記のとおり封印の払い出しを請求し、受領しました。
令和 年 月 日
受託者 住 所
氏名又は名称

※

(A列5番)

【封印の請求】

- ・ 必要な個数の封印を請求して下さい。
- ・ 1袋50個の封印が梱包されているため、50個単位での請求をお願いします。
- ・ 封印取付け報告書の提出期限が毎月10日になることから、封印の請求も毎月10日までにすると効率がよいです。
- ・ 月の下旬等の繁忙時期の請求は極力避けるよう、ご協力お願いいたします。

※ 受託者の会社名、住所を記載して下さい。
(関連会社名での記載はしないで下さい。)

※押印は不要ですが、たまに、窓口で記載される方がいます。必ず、事前にご記入お願いします。

10. 封印の受領等③

【打損した封印等】

○受託者準則第6条

- 1 受託者は、**打損又はき損した封印及び不良の封印**を**すみやかに支局長に返納**しなければならない。

【封印の紛失】

○受託者準則第7条

- 1 受託者は、**封印の紛失を発見**したときは、**すみやかにその数量及び事情を支局長に報告**しなければならない。

第16号様式
令和 年 月 日

中部運輸局愛知運輸支局長 殿

封印取付け報告書

受託者
事業場

令和 年 月分

封印取付け件数 件

受 入 れ		打 出 し	
前月繰越	個	取り付け	個
受 入 れ	個	不 良 品	個
		打 損	個
		残 り	個
計	個	計	個

取付け件数の内訳（甲種を除く）

型式指定	予備検新規	適合証扱い の中古車新規	管轄変更人	再封印 再交付 交換	計
個	個	個	個	個	個

※注1：適合証扱いには、限定適合短扱いを含む。
※注2：管轄変更人には、管轄地域内における変更又は移転に伴う番号変更を含む。
※注3：再封印・再交付・交換には、乙種にあっては封印取付け受託者準則第2条ニ、丙種にあっては同準則同条三ク、丁種にあっては同準則同条四クを記載。

【打損、き損、不良】

- ・ **すみやかに愛知運輸支局へ返納**して下さい。
- ・ 封印受領の際に不良品がないか確認して下さい。

【紛失した封印を発見したとき】

- ・ **すみやかに愛知運輸支局へ数量・事情を報告**して下さい。

【封印取付け報告書】

- ・ **「不良品」「打損」の個数を忘れずに記載**して下さい。

11. 封印取付け①

【封印】

○法第11条

- 1 **自動車の所有者**は、前条の規定により**自動車登録番号の通知を受けたとき**は、当該番号を記載した自動車登録番号標を国土交通大臣又は第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、**国土交通大臣**（政令で定める離島にあつては、国土交通大臣又は政令で定める市町村の長。以下この条（次項第三号及び第3項を除く。）において同じ。）又は**第28条の3第1項の規定による委託を受けた者の行う封印の取付け**を受けなければならない。

○法施行規則第8条

- 1 封印の取りつけは、**自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の左側**の取りつけ箇所に行うものとする。
- 2 **封印**には、運輸監理部又は**運輸支局の表示**をしなければならない。

【自動車登録番号及び車台番号の確認】

○法施行規則第15条の2

- 1 封印取りつけ受託者は、**当該自動車に取りつけられた自動車登録番号標に記載された自動車登録番号及び当該自動車の車台番号が当該自動車検査証に記載された自動車登録番号及び車台番号と同一であることを確認した後**でなければ、**封印の取りつけ**をしてはならない。

11. 封印取付け②



- 自動車登録番号標は、行政的に自動車を特定しようとするものです。
当該自動車の自動車番号標及び車台番号と車検証の自動車番号及び車台番号の同一性を確認した後、封印取付け受託者が封印取付けを行います。
- 封印取付けをすることで・・・
登録を受けた自動車が真正なナンバープレートを表示していることを確保するとともに、ナンバープレートの取り外しを防止するため、ナンバープレートには封印が取り付けられます。
- 封印は、自動車の後面に取り付けられたナンバープレートの左上部の取り付け箇所に行ないます。

封印が施されている場合には、これを破壊しなければ自動車登録番号標を取り外せない構造・機能をもった物で、**真正な封印が正常な状態で施封されている場合には、自動車登録番号標は真正に自動車に表示されている**ことを意味します。

12. 封印取付け報告①

○委託要領第15条

- 1 運輸支局長は、**毎月**受託者に**前月**の封印取付け状況に関し**封印取付け報告書を提出**させるものとする。

○受託者準則第12条

- 1 **封印の前渡し**を受けた受託者は**毎月10日までに**、**前月**の封印取付け状況に関し、支局長に**封印取付け報告書（様式集第16号様式）を提出**しなければならない。
- 2 **封印の前渡し**を受けた**乙種受託者**、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した**書面を添付**しなければならない。

【封印取付け報告】

提出物：**封印取付け報告書（様式集第16号様式）** ※**前月**の封印取付け状況
+ 封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面

提出部数：1部（控が必要な場合は、控の必要部数も提出）

提出期限：**毎月10日まで**

12. 封印取付け報告②

※受託者の会社名、住所を記載して下さい。（関連会社名での記載はしないで下さい。）

第18号様式

請求書
封印払出 受領

個	数
個	個

上記のとおり封印の払い出しを請求し、受領しました。

令和 年 月 日

受託者 住 所
氏名又は名称

※

(A列5番)

第16号様式

令和 年 月 日

中部運輸局愛知運輸支局長 殿

封印取付け報告書

受託者
事業場

※

令和 年 月 分

封印取付け件数 件

受 入 れ		打 出 し	
前月繰越	個	取り付け	個
受入れ	個	不良品	個
		打 損	個
		残 り	個
計	個	計	個

取付け件数の内訳（甲種を除く）

型式指定	予備検新規	適合証扱い の中占車新規	管轄変更人	再封印 再交付 交換	計
個	個	個	個	個	個

※注1：適合証扱いには、限定適合証扱いを含む。
 ※注2：管轄変更人には、管轄地域内における変更又は移転に伴う番号変更を含む。
 ※注3：再封印・再交付・交換には、乙種にあっては封印取付け受託者準則第2条ニエ、丙種にあっては同準則同条三ク、丁種にあっては同準則同条四ウを記載。

第19号様式

封印受払い簿

住 所
氏名又は名称

年月日	登録番号	登録種別	両数	封印		封印取付け 責任者	備考
				受 入	払 出		

(注) 登録種別は型式指定車は「型」、予備検新規車は「予」、適合証扱いの中占車新規車は「指」、管轄変更人車及び管轄地域内におけるご当地ナンバー地域への変更又は移転並びにご当地ナンバー地域からの変更又は移転に伴う番号変更は「入」、再封印は「再」、ご当地ナンバーへの番号変更は、「ご」と記載する。

前月報告の「残り」と一致

翌月報告の「前月繰越」と一致